



# かわうち 議会だより

第206号

平成 27 年 8 月 1 日  
発行 川内村議会事務局  
TEL (0240)38-3803



▲宮古観光文化交流協会の職員より第一防潮堤上で津波の状況や復興概要説明  
(写真右側が海、左側が国道45号線、写真右上奥 田老観光ホテル)

～次の定例議会は9月に開かれます～

お気軽に傍聴ください（定員30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

\* 傍聴されたい方は議会事務局にお申し出下さい。

# 平成27年度

平成27年 第2回定例会  
6月11日から12日まで開催

## 補正予算、条例改正など16議案が可決成立

平成27年第2回議会定例会は、平成27年6月11日から12日までの日程で開催された。今定例会では、平成27年度各会計補正予算5件・条例改正議案8件・条例制定議案3件が審議され、原案どおり可決成立した。

### 可決された主な議案

#### ◆平成27年度川内村一般会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に3億1,124万円4千円を増額し、予算の総額を92億9,824万4千円とした。

#### ◆平成27年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

人事異動により人件費を452万9千円減額した。

#### ◆平成27年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,655万2千円とした。

#### ◆平成27年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,949万1千円とした。

#### ◆平成27年度川内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ75万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,139万円とした。

#### ◆川内村議会委員会条例の一部を改正する条例

#### ◆川内村いわなの郷施設の設置条例の一部を改正する条例

#### ◆たかやま倶楽部設置条例の一部を改正する条例

#### ◆川内村農作物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

#### ◆公有林野管理条例の一部を改正する条例

#### ◆川内村木質チップ保管庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正条例

#### ◆川内村介護保険条例の一部を改正する条例

#### ◆川内村集会所等設置条例の一部を改正する条例

#### ◆川内村複合商業施設の設置及び管理に関する条例の制定

#### ◆川内村防災備蓄倉庫設置条例の制定

#### ◆川内村自立支援ホームヘルプサービス事業手数料条例の制定



**汚染土壌等の廃棄物のパイロット輸送について**

本村の除染土壌等廃棄物のパイロット輸送が6月8日から開始されました。中間貯蔵施設予定地への輸送については、福島県、県内市町村及び関係機関から構成される輸送連絡調整会議での調整を経て、安全かつ確実な輸送を基本原則とした実施計画に基づき実施されます。実施内容につきましては、6月2日に環境省から正式発表され、貝ノ坂仮置場から1,600m<sup>3</sup>の除染土壌等を1日当たり5台の10tダンプトラックが2往復し、1ヶ月程度をかけ輸送する予定であります。輸送にあつたつての安全対策は、輸送ルートには注意看板を設置し、狭い道路などには交通誘導員が配置されます。また、輸送車両の前後左右に「除去土壤特定廃棄物」の表示をするとともに、荷台をシートで覆うことで飛散を防ぐ対策がとられ

ます。万が一問題が生じた場合は、直ちに対処できるようGPSを搭載し、常に輸送状況を監視されるということです。

### 災害公営住宅について

本村では、原子力災害により、避難指示区域にある住民が安心して過ごせる住環境を促進するため、国の認可を得て村内に災害公営住宅の整備を順次進めてきました。

住宅の建設場所については、地域の利便性等を考慮し、下川内字宮ノ下地内に決定した経緯や、建設方法につきましては、機会があるごとに、議員の皆様にお伝え申し上げて参ったところでございます。

東京電力は、去る3月19日に、本村全域の立木の財物賠償の受付けを開始したことの発表がありました。今回の賠償は、住民に対する分取割合について賠償するものとされておりました。

分取林は、契約後、相当な年月が経過するに伴い、課題が山積する状況にあることから、東京電力と対応策を協議しながら進めてまいりました。この協議の結果を踏まえ、5月17日に全村民を参集範囲とし、代表者や、構成員の変更手続き・賠償請求に関する説明会を開催いたしました。

分取林の変更手続きにつきましては、立木の賠償のみならず、今後の森林管理や、将

り入居を開始しております。

### 分収林立木の賠償について

本村の分収林は、部分林や家経林など村民と分収造林契約のものと、公団など、公的機関との分収契約を締結した森林を合わせ、約760件で、その面積は4千6百ヘクタールでございます。

### 道路の整備状況について

震災による路面の亀裂や段差等の損傷が生じた道路につきましては、国の「原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業交付金」により、毛戸川・吉野田和線など4路線の補修工事が完了いたしました。この事業に要する事業費は7千900万円であります。また、震災前に着工した、道路改良工事 小塙・日山線は、震災により一時休工しておりましたが、国や県との協議により、一時休工しておらず、立木の賠償のみになつたので、5月末よ

り伐採され、得られた収益を分収割合に基づき、造林者への配分にも関わる重要な手続きであることを理解されたと認識しております。主要地方道小野富岡線五枚沢工区につきましては、去る3月19日、トンネル及び橋梁工事の安全祈願祭が執り行われ、今年度末を目途に工事が進められております。さらに、吉間田工区につきましては、3月24日、交通困難箇所を回避したバイパスルートとなり、約1.2kmの開通式とともに、共用開始されました。

国道399号につきましては、大きく分けると、本村に隣接する「戸渡工区」と、いわき市上小川地内の「十文字工区」に分けられ、トンネル化が計画されております。本村寄りの戸渡工区については、本年度より、トンネル抗口への取付道路工事が着工される予定で、今後本格的に工事が進められることになつております。十文字工区につきましては、本年4月15日、国の権限代行による整備が告示され、国直轄道路として早期の整備が図

られることになりました。  
当該工区は、調査設計が完了し、本年度に国有林や保安林に係る関係諸手続きを行い、

## 教育委員会関係行政報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法4月1日付けで施行されたことから、同法第1条の8第2項に基づき村長と教育委員会で構成する川内村総合教育会議を4月6日に開催し、「川内村教育大綱」を策定したところでございます。本大綱の策定によって、本村第四次総合計画や当教育委員会基本方針、いじめ防止対策推進法に基づく小中学校のいじめ防止基本方針との連携を図りつつ、本村の教育環境の整備に努めてまいります。

村立保・小・中学校にあつては、保育課程、教育課程を策定して、それぞれ17名、35名、13名で新学期をスタートさせております。

人、物、金、情報に国境はないといわれる程グローバル化が進展し、政府の教育改革立小中学校とはふるさと創造

認可が早ければ、本年度から着手が予定されているようあります。

の一環として平成31年度から県が主催する外国語、異文化体験充実事業校に川内小学校が採択され、今後3年間外国人とのライブ授業や英語圏域の外部施設で宿泊体験学習等を実施することになりました。

復興子ども教室や本事業を通して、復興人材とともにグローバル社会で活躍できる人材育成の礎を築いていきたいと思つております。

双葉郡教育復興ビジョンの柱の一つでもある中高一貫教育については、高校部門のふれあい祭を実施する予定です。この企画展を開催することとしております。7月11日に本祭を開催しますので、盛夏の一時を先生への想いをはせながらゆつたりと過ごします。

文部科学省からスーパークリーパークの指定を受けたとともに、郡内町村立小中学校とはふるさと創造

学で連携することになり、将来の復興人材の育成とその過程における生徒たちの実践的な学びによって地域を活性化し、地域復興の相乗効果を期待しているものでございます。

併設中学校については、同敷地内に設置すべく設計要求項目の検討を行つてることでございます。また、地域と学校の交流拠点としての力

### 質

#### 工業団地について

新たな雇用の創出を目指して、川内村では初めての工業団地を造成し、平成27年度申請の企業が平成29年度に操業予定となっています。

天山祭りについては、開始以来50回の節目を迎えることから、産業振興課と連携したライトアップ事業、阿武隈民芸館では故心平先生と村民の交流軌跡の企画展を開催することとしております。7月11日に本祭を開催しますので、盛夏の一時を先生への想いをはせながらゆつたりと過ごします。

**答**

震災後、福島県は被災地の経済的な復興再生のため、地域振興への貢献が期待できる企業に対し「ふくしま産業復興企業立地補助金」を交付することを定めた要綱が平成24年1月に施行され、本村にも参入を希望する企業からの問い合わせが増えてまいりました。これを受け同様に施工する企業誘致を進めます。



**井出 茂**議員 金を交付することを定めた要綱が平成24年1月に施行され、本村にも参入を希望する企業からの問い合わせが増えてまいりました。これを受け同様に施工する企業誘致を進めます。

## 一般質問

### 5名の議員が村の考え方を質す

震災後、福島県は被災地の経済的な復興再生のため、地域振興への貢献が期待できる企業に対し「ふくしま産業復興企業立地補助金」を活用する企業が増えたため面積を14・9haと規模を拡大し、平成26年1月に地権者26名に対し同意取得の説明会を実施いたしました。同年7月には

# 一般質問

## 5名の議員が村の考え方を質す

用し、測量設計業務を委託、今年3月に完成届とともに成果品が納品となりました。この間、3回の地権者説明会を実施し、地権者26名中1名の土地登記相続ができず相続対象者48名の同意取得が困難となつておりましたが、平成27年5月12日にすべての同意が得られたことから、6月1日の「川内村復興整備協議会」に諮り、農業振興地域の除外、農地転用許可及び開発許可が了承されたところであります。今後の事務といたしましては、地権者の譲渡所得税軽減のための税務署協議を現在行つており、特別控除の確定しだい地権者との土地売買仮契約の締結、財産取得に係る議会への議案提出を予定しております。議決をいただきしだい7月中には第1期の造成工事の入札を執行し、全体といたしましては平成29年3月完成を目指に進めていきたいと考えております。

企業立地補助金を活用する企業につきましては、平成30年3月までに操業を開始しなければ補助金事業に該当しなくなることから、事業者の工場建物は早めに造成を完成させ、工事期間内でも工場建設ができるよう配

慮したいと考えております。また、去る6月3日には経済産業省高木副大臣に対し、現状を説明した上で操業開始期限の延長をお願いしてきたところであります。が、当面は目標の完成時期を賜りますようお願い申し上げます。

### 質

#### 立木賠償について

村は、立木賠償について、東京電力と積極的かつ意欲的に交渉され、賠償金の獲得に至った事は大いに評価されるところと考えます。なぜなら今

の川内村の繁栄は、先人が財産として命がけで守り抜いた山林があつたからです。そこでお伺いします。

分収造林契約等での構成員の滞在や安否が不明の場合の対処の仕方をお伺いします。

### 答

東京電力は、原発事故によつて企業立地補助金を活用する企業につきましては、平成30年3月までに操業を開始しなければ補助金事業に該当

しないことから、事業者の工場建物は早めに造成を完成させ、工事期間内でも工場建設ができるよう配

しました。

この賠償の請求においては、共有林を含む、個人所有の立木と、分収林を分けて請求することができるようになります。個人の立木については、既に請求されている方がおると聞いております。

分収造林については、部分林、家族

経営林、漫用林、合わせて730件、最も古いもので、昭和27年からの造林契約があります。井出議員ご指摘のとおり、契約後、相当の年月が経過する現在、当時の代表者や構成員の方々が亡くなり、村外転出等による安否不明の件数が多数ありますことから、権利者の追跡が困難且つ相当な日数と労力を要し、中には請求まで至れないものが発生することが懸念されておりましたので、事前に東京電力と協議を重ねて来たところであります。この結果、賠償に係る手続きを迅速・合理的に進めるため、権利者の相続手続きを必要とせず、元の代表者や構成員の権利・義務を継承する者から、所定の分収林変更届に住所、氏名、捺印をいただくことで済むよう簡略化できることになりました。変更届は、代表者や構成員、契約期間を一括変更し、同一の代表者であれば、複数の契約についても一つの変更届で済むことになります。また、各造林契約の代表者にお願いしておりますが、継承者の安否が不明などの場

しました。

この賠償の請求においては、共有林を含む、個人所有の立木と、分収林を分けて請求することができるようになります。個人の立木については、既に請求されている方がおると聞いております。

分収造林については、部分林、家族

経営林、漫用林、合わせて730件、最も古いもので、昭和27年からの造林契約があります。井出議員ご指摘のとおり、契約後、相当の年月が経過する現在、当時の代表者や構成員の方々が亡くなり、村外転出等による安否不明の件数が多数ありますことから、権利者の追跡が困難且つ相当な日数と労力を要し、中には請求まで至れないものが発生することが懸念されておりましたので、事前に東京電力と協議を重ねて来たところであります。この結果、賠償に係る手続きを迅速・合理的に進めることで、権利者の相続手続きを必要とせず、元の代表者や構成員の権利・義務を継承する者から、所定の分収林変更届に住所、氏名、捺印をいただくことで済むよう簡略化できることになりました。変更届は、代表者や構成員、契約期間を一括変更し、同一の代表者であれば、複数の契約についても一つの変更届で済むことになります。また、各造林契約の代表者にお願いしておりますが、継承者の安否が不明などの場

しました。

### 質

#### 賠償問題について

昨年10月避難指示解除準備区域が解除された地域は、今年9月で賠償が打ち切られます。新聞報道などで

は、今後解除が予定される地域、川内村で言えば、荻・貝の坂は平成29年度まで賠償が継続される事になります。

また、旧避難指示解除準備区域についても精神的賠償が継続されるような新聞記事もあります。これだとあまりにも地域間格差と住民感情の乖離があり、

分断がますます進んでくると想像されますが、行政としてどのような対策を考えているかお示しください。

合は、変更前の構成員名と同じ氏名を変更後に記載して、代表者の方が捺印することで、不明の方については保留されることで、不明の方については保留されることとなります。

このような手続きに係る要件を整理して、去る5月17日に村内全域を対象に、立木賠償に係る説明会を開催しております。が、当面は目標の完成時期を

目指し進めてまいりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

このように手順に係る要件を整理して、去る5月17日に村内全域を対象に、立木賠償に係る説明会を開催しております。が、当面は目標の完成時期を

目指し進めてまいりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

# 一般質問

## 5名の議員が村の考え方を質す

**答**

平成27年5月29日、与党から復興加速に向けた第5次の提言が政府に対して提出されました。その第5次提言では、避難指示解除準備区域、居住制限区域における精神的損害賠償については、早期に避難指示を解除した場合においても、解除の時期に関わらず、事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行うよう、国が適切に指導することとし、平成30年3月まで賠償の継続を求めております。これはこれで一定の評価はできますが、議員もご懸念のとおり、原発事故によって村内の全域で損害を被っているにも関わらず、第5次提言の内容では、20キロ圏の内外で賠償の住民格差が更に拡大してしまい、住民感情もより複雑になつて、20キロラインを境にしてコミュニティや住民の方々の分断が更に進むといった新たな課題が顕在化されつつあります。このため、急遽6月3日に、私と議会を代表して西山議長の二人で上京し、自由民主党東日本大震災復興加速化本部の額賀本部長、それと宮沢経済産業大臣及び竹下復興大臣、それぞれ三者に宛てた、格差是正を求める要望書を携えて、額

賀本部長御本人と経済産業省の高木副大臣及び復興庁の熊谷統括官にお会いして、要望活動を行つてまいりました。

本件要望に對して、額賀本部長は、「具体的にどのような解決策と手立てがあるかは考えさせていただきたい。」とコメントされ、また、高木副大臣からは、「20キロ圏内外の格差によつて住民の方々の分断が進むとの懸念があることは、政府としても認識している。精神的損害賠償の趣旨を踏まえると、格差を賠償で手当てすることは困難であるが、20キロ圏の外側について、復興施策をこれまで以上に充実していく必要があると考えている。今後、村や村議会ともよく相談させていただき、取組を具体化させていくことで、川内村の復興を継続的に支えてまいりたい。」

川内村は復興のトップランナーとして頑張ってきた地域なので、復興庁や福島県ともよく相談しながら最大限考えていくたい。」とのコメントを頂戴いたしました。復興庁の熊谷統括官も同様なからずあるものと認識しております。実際に広野から南相馬まで通行した場合、個人線量計の実測値では平均0.23μSv（マイクロシーベルト）の被ばく線量が確認されております。また、

常磐道の放射線量が最も高い場所において、事故等により車外で1時間滞留した場合、約6μSv（マイクロシーベルト）の被ばく線量となります。これは、それぞれ胸部X線検査の被ばく線量60μSv（マイクロシーベルト）の約260分の1と約10分の1の被ばくをすることになります。双方のバス会社では、乗客及び運転手の安全を優先するため、常磐道の富岡浪江間を運行しないこととしております。国、県に確認したところ、事業者の内規や労働組合等で定めたものについて、指導等はできないとのことであります。村としては、両バス会社に対し県に協力を求めつつ他町村と連携して内規等の緩和を働きかけるとともに、国に対しても常磐道での事故等による乗客の滞留事案に無用な被ばくを避けるための速やかな対応が図れるよう要望してまいります。

**質**

常磐道のバス運行について  
常磐道が仙台まで開通したことは、浜通りの活性化にとってさらなる飛躍をもたらすものですが、福島交通、新常磐交通は、バスの運行を見合はせているのが現状です。浜通りの復興には、両交通会社のバス運行は不可欠であると考えます。行政の対応をお伺いします。

**答**

常磐自動車道の全線開通は、

村だけではなく浜通り全体の地域振興に果たす役割は大きいものと思われます。しかしながら、通行に当たつては、原子力発電所事故から4年3ヶ月が経過してもなお被ばく線量は少なからずあるものと認識しております。実際に広野から南相馬まで通行した場合、個人線量計の実測値では平均0.23μSv（マイクロシーベルト）の被ばく線量が確認されております。また、



横田 安男 議員

# 議員が村の考え方を質す

質

## 賠償について

**宣** 新聞報道では、避難指示解除準備区域の住民に対する精神的賠償の支払いが、平成30年3月まで延長されることとなるようです。これはこれでありがたいことであると考えます。

ないうちに緊急時避難準備区域が解除され、いち早く精神的賠償も打ち切られている村民には、「切り捨て」感が漂っているよう思えます。この格差について村長はどのようにお考えなのか、どのように訴えていくのかその姿勢をお伺いします。

答番井出議員への答弁と基本的に同じであります。ただし、一言付け加えさせていただくなれば、そもそも緊急時避難準備区域が解除された平成23年9月の時期に、解除のタイミングと賠償が切れるタイミングとがリンクすると分かつており、旧警戒区域との賠償内容や金額に、これだけの差が生じてくることが分かつていたならば、村は、緊急時避難準備区域の解除に慎重な対応をとつたはずであります。残

答

和の答弁の内容は、先程のと  
畠井出議員への答弁と基本的に

番井出議員への答弁と基本的に同じであります。ただし、一言付け加えさせていただくなれば、そもそも緊急時避難準備区域が解除された平成23年9月の時期に、解除のタイミングと賠償が切れるタイミングとがリンクすると分かつており、旧警戒区域との賠償内容や金額に、これだけの差が生じてくることが分かつていたならば、村は、緊急時避難準備区域の解除に慎重な対応をとつたはずであります。残

念ながら解除された平成23年9月時点では、旧警戒区域の補償や賠償内容は示されておりませんでした。また、旧警戒区域の解除要件については、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、除染作業の十分な進捗も考慮するとありますから、原発事故によって村内の全域で損害を被っているにも関わらず、旧緊急時避難準備区域は、除染も進まず、インフラも生活関連サービスも復旧していない中で平成23年9月に区域が解除され、平成24年8月で精神的損害賠償が打ち切られており、帰還した際の生活不便さは、これから戻る人々に困窮していたと言つても過言ではあ

れていない状況の中、村としては、今後ともあきらめないで、格差是正のために何ができるのか、議会を始め、国や県とも一緒に知恵を絞るとともに、国、県及び東電に対し、粘り強く格差是正のための対策を講じるよう働きかけてまいります。



一主議員

質

指定管理者している村の施設の経営状況について

**質** 指定管理している村の施設の経営状況について  
村の施設で、指定管理者に管理を依頼しているかわうちの湯などの経営状況は、どのようになっているのかお尋ねします。かわうちの湯の年会員券を廃止して回数券に変更しましたが、利用者としては、年会員券のほうが使いやすく思いますし、利用者の増にもつながりますので検討すべきであると考えますがお伺いします。

かわうち葬祭センターの式場と精進あげの会場は同じホールで行っている

ため、利用者から不便であるという意見がでています。そのような理由もあって、センターを使用しない方もあらると思います。精進あげの会場を増設して利用者が使いやすくすることで、センターの使用が増えるのではないかと思いますがお伺いします。

# 一般質問

## 4名の議員が村の考え方を質す

かなければならぬと考へております。また、各施設の入館者数ですが、かわうちの湯が4万1千330人、いわな郷幻魚亭が1万730人、釣り堀が6千460人、コテージが1千520人という状況であります。

次に「合同会社かわうち屋」に指定管理している「あれこれ市場」であります。平成26年度実績で収入合計5千万円に対し、支出合計が4千250万円で純利益は750万円の黒字計上となつております。次に「企業組合かわうち特産」に指定管理している「たかやま俱楽部」であります。例年9月が決算期となつておりますので、直近の中間報告となります。収入合計が330万円に対し、支出合計が190万円で純利益は140万円の黒字であります。が、様々な困難から震災後4年目にして再開していただき、今後も、村民や来村者の食事処として期待をしております。

次に「ふたば農業協同組合」に指定管理している「かわうち葬祭センター」であります。昨年3月オープン以来、今年5月までの利用実績は、葬儀、法事等を含めて18件の利用

となつております。支出合計が130万円となつており、20万円の赤字計上となつております。

次に「かわうちの湯」の年会員券についてであります。が、昨年のリニューアルオーブンを契機に、指定管理者と協議検討しながら料金体系等の見直しを行つてまいりました。見直しの背景には、昨年4月からの消費税の引き上げや木質チップボイラが当面使用できること、更には現在の燃料である灯油価格の高騰などがありました。そうした見直しの中、年会員券につきましては、一般利用者との料金格差が大きくなり公公平性を著しく欠くため廃止いたしました。例えば、年間300日温泉を利用した場合、会員の方は年会員券料2万円と1回の入浴料100円の300日で合計5万円でありますが、一般の方の入浴料は1回500円でありますので年間15万円となり、10万円という大きな差が生じておりました。以上のことから、料金改正等の条例改正を行い、議会のご承認を賜り、新料金体制でこれまで運営しております。

次に、葬祭センターの利便向上に向かってまいりました。5月24日に開催されました知事との意見交換会

では、まず、駐車場が狭小であることから今回の補正予算にて、駐車場の土地購入に係る費用及び駐車場整備のための工事請負費を計上させていただき、より利用しやすくなるような取組を行つてまいりたいと考えております。さらに、指定管理者であるふたば農業協同組合から現状報告を含めて、今後の運営計画等の協議があれば、利用者の利便性向上のために検討していくかなければならないと考へております。

では、本村を含む多くの市町村が緊急雇用事業の継続を求め、先月末に開催された国の復興推進委員会でも知事が強く緊急雇用事業の継続を求めました。その結果、復興大臣が、震災等の対応雇用支援事業は廃止するが、復興に必要な業務や被災者支援などの事業の人員費については、全額国費で継続し形をえて新たな予算措置により講じることを明言されました。被災地域においても企業や復興事業関係の求人が増えるなど雇用が確保されて来ております。震災等対応雇用支援事業の趣旨は、被災者が生活の安定を図るために緊急一時的に雇用の場を創出、確保することであり、今はそうした状況ではないことからいわゆる緊急雇用事業の継続を求めるることは困難であると思われます。しかしながら、食品モニタリングなど原発事故由来の事業は、住民の安全、安心を守るために必要不可欠な事業であり、事業の廃止は住民サービスの低下につながることから村としましては継続して実施してまいります。国が講じる新たな事業の枠組みや対象事業などまだ明らかになつておりますが、もし現行の事業が予算措置されないような場合、事業が必ず実施できるよう予算を確保するため国や県に速やかに要望を行つてまいります。

## 質

### 緊急雇用事業の継続要望について

この緊急雇用事業を受けて、食品モニタリング検査や防犯パトロールなど村の復興、村民の安心、雇用の場として、なくてはならない事業だと思っております。国はこの事業を廃止するという発表をしていますが、事業が廃止されれば、村も支障が出てきますので、国、県に要望して継続すべきであると思いませんがお伺いします。

## 答

村は、当該事業を活用して食

品モニタリング、見守りパトロール、公的施設の環境整備や村郡山臨時出張所の職員配置などを実施し、村民の安全、安心を守るとともに雇用の場を確保してまいりました。5月24日に開催されました知事との意見交換会

## 質

精神的損害賠償の住民格差について

国は、20キロメートル圏内の帰還困難区域以外の区域は、精神的損害賠償を解除時期にかかわらず、平成30年3月まで支払うとする方向で検討しているという報道がありました。20キロメートル圏外の村民との格差が広がる方ですが、村としては、この格差をどう考えているのかお伺いします。

## 答

賠償格差の拡大は、住民同士が分断されてしまい、復興に一番大切な住民と住民との信頼関係、住民と行政との信頼関係が損なわれてしまうと危惧しております。このため、村では、賠償の格差是正、帰還促進、生活支援という三つの目的を達成するために、村の財源を使って、昨年から20キロ圏外の村民を対象に、一人につき10万円の地域振興券を発行いたしました。このように、格差是正のために個人に裨益するような仕組みも必要ではないかと考えておりますが、村としては、今後ともあきらめないで、格差是正のために何ができるのか、議会を始め、国や福島県とも一緒に知恵を絞るとともに、国、福島県及び東電に対し、粘り強く格差是正のための対策を講じるよう働きかけてまいります。

## 質

除染廃棄物の搬出時期について  
仮置き場の除染廃棄物は、3

年で搬出するという住民との約束であります。中間貯蔵施設が遅れています。村は、住民との約束になっています。村は、住民との約束をどう考えているのか、約束期限が過ぎた仮置き場とこれから3年になる仮置き場をどのようにされるのかお伺いします。

## 答

これについては、平成26年第2回定例会と平成27年第1回定期例会の折に、同じ内容のご質問をいたしましたが、基本的にこれまでお答えしたとおりであります。その後の中間貯蔵施設の用地取得について、環境省によれば地権者との契約実績はあるものの、依然として用地の確保には難航している状況とのことであります。このため、今後も引き続き、国には早急な施設の整備を要請してまいる所存であります。また、先程、行政報告させていただいたように除染廃棄物のパイロット輸送が8日から開始され、本村の仮置場からは1カ月程度の期間で1,600m<sup>3</sup>の除染廃棄物が運び出されると予定となっておりますが、全体量からすると極微量の搬出となつていて現状であります。村民との約束についてでありますが、平成23年10月に当

の政府から「各自治体の仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途に中間貯蔵施設の供用開始をしたい。」との発表を受け、住民の皆様には、3年後には搬出を開始するとの前提で仮置場としての使用をご了解いただいたものであります。中間貯蔵施設が整備されない以上、搬出は困難であることから、今年1月25日に村民全体を対象に、「仮



佐久間武雄 議員

## 質

田ノ入工業団地整備事業について

今年度は震災原発事故後、国が集中復興期間を5年と定めた最終年度になります。今年度村の1番の事業となりますが、工業団地の整備について現状がどのようになっているか伺います。また、予てから進出企業の説明はありましたが、その後の進出企業は変わりないかお伺います。

これまでの経過及び現状につきましては、5番井出議員の質問

の際、ご説明させていただいたとおりでございますので、ご了承願います。続きまして、企業進出の状況であります。現在、国の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」により、進出予定企業は11社あります。うち既に操業開始された企業は議員もご承知のとおり、「株式会社四季工房」「コドモエナジー株式会社」「株式会社菊池製作所」の3社であります。工業団地への参入希望企業は、「株式会社ダルマフーズ」「株式会社リセラ」「エコボンド環境工学リサーチ株式会社」「関西電子株式会社」そして共同申請している「株式会社竹内技術研究所」と「株式会社モリタ」の5社となつており、残りの3社であります。「さつき株式会社」と共同申

請している「ケミカル内株式会社」、「テクノ川内株式会社」は、民間の土

# 一般質問

## 5名の議員が村の考え方を質す

地所有者と調整中であり、「兵庫環境エコアクション・ポイント協会」は旧川内第三小学校の体育館を予定している現状であります。

### 質 帰村者支援報償について

昨年当初、完全帰村者に対し1人10万円分の振興券の交付を決定し、村長の帰村を促す強い気持が伝わりました。しかし、スタート早々に村側から、3日から4日村に戻っている村民にも交付要請があり、変更となり大変残念な気持ちになりました。今更と思いますが、村長の真意を伺いたい。また、振興券の交付状況と完全帰村者はどの様になつているかお伺いします。

答 避難者の帰還帰村の加速とともに定住人口の増加を図り、併せて生活支援を行い地域の活性化、さらに賠償格差是正を目的に支給しているものであります。当初、対象者を完全帰村者としておりましたが、平成26年3月議会において実施に当たっては、週に3、4日の帰村者や、更に学校等の関係で村外のアパート等に入居している方も支給を可能として取り組

んだもので、帰村者等としての考え方については、日常的に本村に戻つて生활している方は帰村者として支給の対象に含めて、申請者本人の意思に基づいて宣誓していただき、その意思を十分に尊重したものであります。

この地域振興券の申請支給実績は、

6月1日現在、申請件数が829件あり、支給決定者数は、1,649人となっております。家族など複数での申請もありましたことから、申請件数と支給決定者数に違いがあります。このうち、実際に住民が使用して、商店などから役場で換金された金額は1億2,563万円で、換金率は76・19%となつておりますが、これは、1年間の有効期限があり、まだ全額を使い切つていなためと思われます。

この事業は、平成26年度から今年度までの2年間でありますので、帰村者でまだ申請されていない方には、申請していただき有効に使用されますよう期待しております。

### 質 (高塚山)について

自然豊かな高塚山の山ツツジは、昭和60年6月ふくしま緑の百景に選定され、以来、県内外から多くの観光者が訪れるようになり、村の観光の場所がありました。

原発事故後、村では入山自粛を促していると聞いて、村の今後の見通しをお伺いします。



井出 剛弘 議員

棟の敷地内と遊歩道の除染作業を実施し、水源の沢水については、これまで2回ほど水質モニタリングを行い、いずれの検査においてもセシウムの検出はありませんでしたので、利用者に対して、特に入山制限はしていない現状にあります。ただ、現在、管理棟へ電気を供給する風力発電施設が強風により風車が壊れたためトイレ等が使用できることから、震災前行っていた「ドウダン祭り」は実施しておりません。今後につきましては、自家発電施設の改修を行うとともに給水用の井戸掘りを実施するなど施設を整備しながら、震災以前のような活気あるイベントを開催して、誘客を促してまいりたいと考えております。

震災以前の高塚山は、サラサドウダンの群生が名勝であり、花が咲く今頃は可憐な花とその全体の美しい風景を展望するためハイカーで賑わっており、また、夏には家族や友人とのキャンプ利用のため県外から多くの方が来村されておりましたが、原発事故後は放射能に対する不安からめつきり入山者が減つている状況にあります。

### 質 (高塚山)について

震災以前の高塚山は、サラサ



自民党復興加速化本部は、第5次提言で川内・都路について、平成30年3月まで精神的賠償を延長する案で政府に対応を求める方針と報道がありまし

ます。

答 原発事故の精神的損害賠償について

自民党復興加速化本部は、第5次提言で川内・都路について、平成30年3月まで精神的賠償を延長する案で政府に対応を求める方針と報道がありまし

# 一般質問

5名の議員が村の考え方を質す

**答** 今般の与党提言を受け、20キロ圏内外の格差によって、住民の方々の分断が更に進むとの懸念があることは、私としても十分に承知しております。しかしながら、今となっては、旧緊急時避難準備区域について、賠償指針によって統一見解を求めるのは難しいものと思われます。ただし、村としましては、今後ともあきらめないで、格差是正のために何ができるのか、議会を始め、国や県とも一緒に知恵を絞るとともに、議員の皆様にも、賠償の公平感を醸成するための具体的な方策やお考えがあれば、是非、お聞かせ願いたいと存じます。なお、国、県及び東電に対しては、今後も引き続き、粘り強く格差是正のための対策を講じるよう働きかけてまいります。

た。旧緊急時避難準備区域の方は、解除により、精神的損害賠償打切りに不満を持ったと聞いておりました。国県は、村内の事情をよく把握して対応して頂きたい。公平公正に一本化した賠償が必要であり理想と考えますが、村長の考え方をお伺いします。

## 平成27年 第3回臨時会 5月25日開催

# 26年度補正予算・ 条例改正・契約締結承認など 5議案が可決成立

平成27年第3回議会臨時会は、5月25日開催された。今臨時会では、専決処分議案3件・条例改正議案1件、契約締結承認議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。

### 可決された主な議案

#### ◆専決処分の承認を求ることについて

(平成26年度川内村一般会計補正予算(第11号))

#### ◆専決処分の承認を求ることについて

(平成26年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第5号))

#### ◆専決処分の承認を求ることについて

(川内村税条例の一部を改正する条例)

#### ◆川内村村営住宅条例の一部を改正する条例

#### ◆工事請負契約の締結について

(第7号川内村複合商業施設新築工事)

# 川内村議会が宮城・岩手の海岸被災地の復興状況を視察

陸前高田市 土砂運搬ベルトコンベア「希望の架け橋」



## ◎ 視察状況

川内村議会では、去る6月16日から18日まで、東日本大震災から4年が過ぎた宮城・岩手両県沿岸部の被災状況や復興状況等について行政視察を行いました。石巻市、女川町、気仙沼市、陸前高田市、大船渡市、田老町において、実際に悲惨な経験をされた方々に直接話を聴き、当時の状況や震災から町の復興をどのような経緯をたどられたかを教示いただきました。これを踏まえ本村においての地震や大雨に対しての防災意識をより一層高めることが必要であることを再確認しました。また、昨年9月に完成した岩手県住田町の木造役場庁舎の視察を併せて行ないました。住田町は、人口6,000人、町の面積の90%が山林で農業と豊富な森林資源を生かした木材加工業が基盤産業で、本村とまったく同じ環境の町です。本村役場庁舎も昭和44年に建設されてから46年が経過しているための視察でした。

以上の形式的用件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。  
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

③最後に、議会議長〇〇〇様  
と記載する  
請願者の住所氏名（請願者は複数でも可）捺印

①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印  
②次頁から件名、請願の趣旨（理由）  
請願年月日

## 請願書の書き方

